

# 特記仕様書

# 【修繕概要】

・本修繕は、アスト公共自転車等駐車場における、火災報知器の取替修繕を行うものである。

## 【施工条件】

- ・作業日時は、事前に施設管理者・担当課・監督員と十分に協議し、指示に従うこと。
- ・作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手前調査は、事前に施設管理者及び市監督員の承諾を得るものとし、運営等に影響を与えない範囲とする。
- ・機器材料等の納期を確認し、契約後速やかに承認図を提出すること。
- ・修繕着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真に記録しておくこと。
- ・設計図書に明記のない場合でも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本修繕に含む。 なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・修繕過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負人の負担において、
- 速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。
- ・修繕用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。
- ・自転車及びバイク等の移動については発注者にて行うため、作業日程が決まり次第報告すること。

#### 【安全対策

・修繕用車両及び修繕関係車両については、指定された場所(市監督員と協議)に

駐車するものとし、周辺道路等に駐車しないこと。

ただし、資材の搬入・搬出時には修繕場所最寄りの出入口付近への一時的な駐車を可とするが、

作業終了後は、速やかに車両を移動させること。

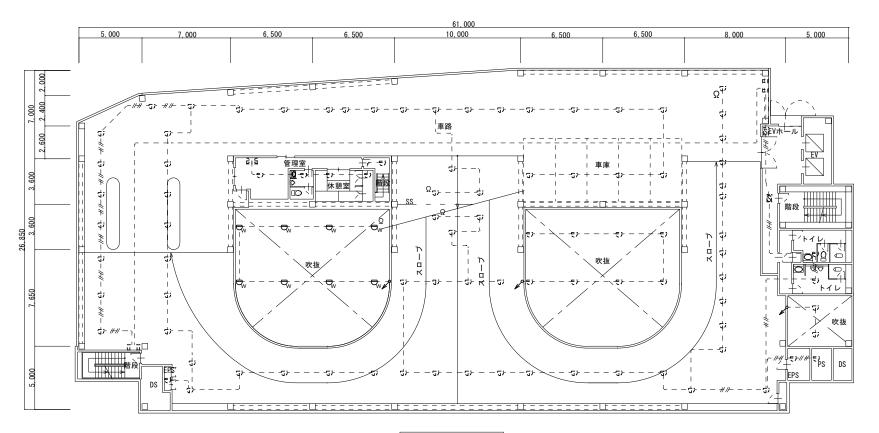
## 【適応基準】

- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 令和4年版)
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 令和4年版)
- ・その他関係法令

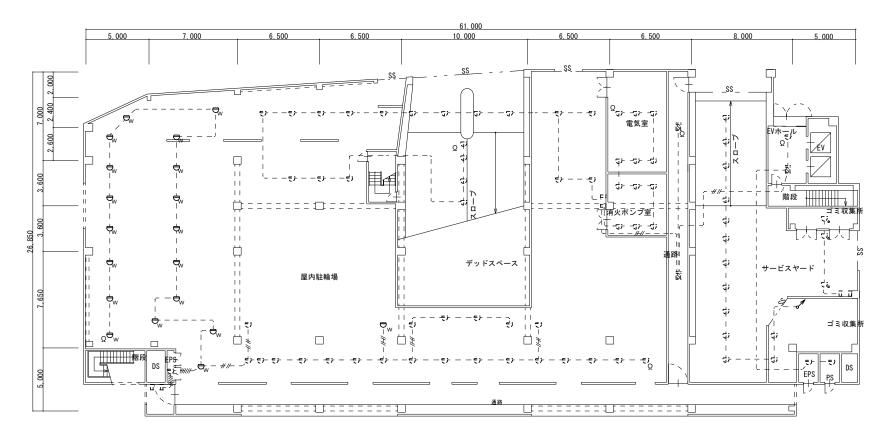
## 【撤去処分】

- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。 また、修繕着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・修繕完了後、速やかに施工報告書(A、B2、D票)を市監督員に提示すること。

アスト公共自転車等駐車場火災報知設備取替修繕   1/750			
図面名称	配置図・位置図・特記仕様書	原図:A 3	
	1/2		



2階平面図 1/300



1階平面図 1/300

# 凡例表

記号	名	称		
$\Theta_{\rm w}$	差動式スポッ	ト形感知器	2種防水	露出→防水へ更新

※点線については修繕対象外とする。

※感知器取替箇所については、防鳥ネットを加工し開口部を作成すること(1400mm×1400mm程度)。

アス	縮尺 1/300	
図面名称	1階・2階平面図	原図:A3
	2/2	